

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-105 の 2 車両後退通報装置 7-105 の 2-1 装備要件 自動車（次に掲げる自動車を除く。）には、車両後退通報装置を備えなければならない。（保安基準第 43 条の 10 関係） ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの ③ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車 ④ ①から③までの自動車の形状に類する自動車 ⑤ 二輪自動車及び側車付二輪自動車 ⑥ 三輪自動車 ⑦ 大型特殊自動車 ⑧ 被牽引自動車 7-105 の 2-2 性能要件 7-105 の 2-2-1 視認等による審査 (1) 車両後退通報装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 145 条の 6 第 1 項及び第 2 項関係） ① 車両後退通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。 ただし、7-108 に適合する後退時車両直後確認装置を備えた自動車に備える車両後退通報装置にあっては、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、当該装置を一時的に停止させることができる機能を有してもよい。 ア 運転者が運転者席においてのみ、車両後退通報装置の作動を停止する操作ができること。 イ 運転者が運転者席において車両後退通報装置が作動しない状態を確認できること。 ウ 始動装置を再度始動させた場合に、その都度、自動で解除されること。 ② 車両後退通報装置の通報音発生装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間（自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの距離が自動車の長さの 4 分の 1 を超える場合にあっては、自動車の最後端から自動車の長さの 4 分の 1 までの間）に取付けられていること。 ③ 車両後退通報装置は、原動機の手動操作装置が始動位置にあり、かつ、変速装置を後退位置にした場合に連動して、作動を開始するものであること。 ④ 車両後退通報装置の通報音発生装置（7-105 の 2-2-2 (1) ②に適合する装置を除く。）の周囲に通報音の開放部が設けられていること。 ⑤ 車両後退通報装置の機能及び性能等を著しく損なうおそれのある損傷等のないものであること。 (2) (1) 及び 7-105 の 2-2-2 に適合する車両後退通報装置に加えて音声信号を用いる車両後退通報装置を備える場合にあっては、(1) 及び 7-105 の 2-2-2 の規定にかかわらず、次に掲げる要件を満たすものであればよい。 ① 音声信号によるメッセージ内容は、自動車が後退することを歩行者等に通報するものであること。 ② 音声信号を用いる車両後退通報装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間（自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの距離が自動車の長さの 4 分の 1 を超える場合にあっては、	8-105 の 2 車両後退通報装置 8-105 の 2-1 装備要件 自動車（次に掲げる自動車を除く。）には、車両後退通報装置を備えなければならない。（保安基準第 43 条の 10 関係） ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの ③ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車 ④ ①から③までの自動車の形状に類する自動車 ⑤ 二輪自動車及び側車付二輪自動車 ⑥ 三輪自動車 ⑦ 大型特殊自動車 ⑧ 被牽引自動車 8-105 の 2-2 性能要件（視認等による審査） (1) 車両後退通報装置の通報音発生装置は、正常に作動するものでなければならない。（細目告示第 223 条の 6 第 1 項関係）

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
自動車の最後端から自動車の長さの4分の1までの間)に取付けられていること。 7-105の2-2-2 書面等による審査 (1) 車両後退通報装置の通報音発生装置は、次に掲げるいずれかの基準に適合するものでなければならない。(細目告示第145条の6第1項関係) ① UN R165-00の6.に定める基準 ② UN R165-00の14.(14.3.を除く。)の基準に適合する車両後退通報装置を備える場合であって、車両後退通報装置の機能、性能等を著しく損なうおそれのある損傷のないものであること (2) 次に掲げる車両後退通報装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第145条の6第4項関係) ① 指定自動車等に備えられている車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退通報装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた車両後退通報装置を有する自動車に取付けられた車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退通報装置 7-105の2-3 欠番 7-105の2-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車には、車両後退通報装置の基準は適用しない。(適用関係告示第51条の6関係) ① 令和7年1月18日(輸入自動車にあっては令和8年1月18日)以前に製作された自動車 ② 令和7年1月19日から令和9年1月18日(輸入自動車にあっては令和8年1月19日から令和10年1月18日)までに製作された自動車で、次に掲げるもの - ア 令和7年1月18日(輸入自動車にあっては令和8年1月18日)以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 - イ 令和7年1月19日(輸入自動車にあっては令和8年1月19日)以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和7年1月18日(輸入自動車は令和8年1月18日)以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と車両後退通報装置に係る性能が同一のもの - ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録された保安基準適用年月日が令和9年1月18日(輸入自動車は令和10年1月18日)以前のものの	8-105の2-3 欠番 8-105の2-4 適用関係の整理 7-105の2-4の規定を適用する。